

令和5年1月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和5年1月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和5年1月26日(木) 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
12月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部改正について

議案第2号 長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正について

日程第5 協議・報告事項
なし

日程第6 その他

3. 閉 会

令和5年2月教育委員会定例会開催日程 2月16日(木) 午前10時45分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第1号

件 名：長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部改正について

第1 提出理由

委員の任期について、毎年度、4月中に委員の選任を行い、5月から当該年度の末日まで、委員会の委員として活動していただいている実態に合わせるため、長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部を改正するもの。

第2 要点

委員の任期を「1年」から、「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日まで」に変更する。

第3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部改正について

長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部を改正する規則

長浜市特別支援教育支援委員会規則（平成 18 年長浜市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「1 年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市特別支援教育支援委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は<u>委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日まで</u>とし、再任を妨げない。</p>	<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は<u>1年</u>とし、再任を妨げない。</p>

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第2号

件 名：長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正について

第1 提出理由

委員の任期について、毎年度、4月中に委員の選任を行い、5月から当該年度の末日まで、委員会の委員として活動していただいている実態に合わせるため、長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正するもの。

第2 要点

委員の任期を「1年」から、「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日まで」に変更する。

第3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正について

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正する規則

長浜市就学前特別支援検討委員会規則（平成 25 年長浜市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 (略)</p>